

健康診断個人票や定期健康診断の結果報告書等について、医師等の押印等が不要となります。

改正労働安全衛生関係法令が令和2年8月28日に施行されました。

健康診断個人票等、定期健康診断結果報告書等の様式が一部改正され、医師、産業医の押印等が不要となります。

対象となる改正様式等

健康診断個人票等	定期健康診断結果報告書等
<ul style="list-style-type: none"> じん肺健康診断結果証明書（じん肺則様式第3号） 一酸化炭素中毒症健康診断個人票（CO中毒則様式第1号） 一酸化炭素中毒症健康診断個人票（CO中毒則様式第2号） 健康診断個人票（安衛則様式第5号） 健康管理手帳による健康診断実施報告書（安衛則様式第9号） 有機溶剤等健康診断個人票（有機則様式第3号） 鉛健康診断個人票（鉛則様式第2号） 四アルキル鉛健康診断個人票（四アルキル則様式第2号） 特定化学物質健康診断個人票（特化則様式第2号） 高気圧業務健康診断個人票（高圧則様式第1号） 電離放射線健康診断個人票（電離則様式第1号の2） 緊急時電離放射線健康診断個人票（電離則様式第1号の3） 石綿健康診断個人票（石綿則様式第2号） 除染等電離放射線健康診断個人票（除染則様式第2号） 	<ul style="list-style-type: none"> じん肺健康管理実施状況報告（じん肺則様式第8号） 定期健康診断結果報告書（安衛則様式第6号） 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（安衛則様式第6号の2） 有機溶剤等健康診断結果報告書（有機則様式第3号の2） 鉛健康診断結果報告書（鉛則様式第3号） 四アルキル鉛健康診断結果報告書（四アルキル則様式第3号） 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号） 高気圧業務健康診断結果報告書（高圧則様式第2号） 電離放射線健康診断結果報告書（電離則様式第2号） 緊急時電離放射線健康診断結果報告書（電離則様式第2号の2） 石綿健康診断結果報告書（石綿則様式第3号） 除染等電離放射線健康診断結果報告書（除染則様式第3号）

様式第5号(第51条関係)(2)(裏面)

検診年月日	年月日	年月日	年
その他の法定検査			
その他の検査			
医師の診断			
健康診断を実施した医師の氏名			
医師の意見			
意見を述べた医師の氏名			
歯科医師による健康診断			
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名			
歯科医師の意見			
意見を述べた歯科医師の氏名			
備考			

これまで必要だった
医師や歯科医師の押印
（電磁的記録で保存する場合は電子署名）が不要となり、記名のみでよいこととなります。

定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の**全ての健康診断における取扱い**になります。

例図は定期健康診断の個人票の例で、印は、今回の改正により削除された箇所。

様式第9号(第52条関係)(表面)

定期健康診断結果報告書

80311	労働保険番号	健康診断年月日	平成	年	月	日
対象年	事業の種類	事業場の所在地	健康診断実施回数	労働者数	所見のあつた者の人数	産業医
項目	健康診断実施回数	労働者数	所見のあつた者の人数	産業医	氏名	氏名
項目	健康診断実施回数	労働者数	所見のあつた者の人数	産業医	氏名	氏名

これまで必要だった
産業医（電子申請する場合は電子署名）が不要となり、記名のみでよいこととなります。

定期健康診断、特定化学物質健康診断やじん肺健康診断等の**全ての健康診断とストレスチェックにおける取扱い**になります。

例図は定期健康診断結果報告書の例で、印は、今回の改正により削除された箇所。

労働基準監督署への届出や申請の際は、電子申請総合窓口「e-Gov」による電子申請を御活用ください。

【問い合わせ先】

厚生労働省茨城労働局労働基準部健康安全課（TEL029-224-6215）及び県内各労働基準監督署